

4パーミル・イニシアチブ農産物プロモーション業務仕様書

1 業務名

4パーミル・イニシアチブ農産物プロモーション業務委託

2 業務実施期間

契約締結の日から令和5年11月30日までとする。

3 目的

山梨県は、令和2年4月に都道府県として初めて、4パーミル・イニシアチブ（土壌中の炭素貯留により大気中の二酸化炭素濃度を低減し、地球温暖化を抑制する国際的な取り組み）に参画し、果樹王国やまなしの特徴を活かし、ブドウやモモの果樹園等で発生する剪定枝を炭にして土壌中に貯留するなどの取り組みを行っている。

令和3年5月に本県独自の認証制度を創設し、認証取得した農産物を4パーミル・イニシアチブ農産物（以下、「認証農産物」という。）として、消費者への認知度向上に取り組み、ブランド力を強化、また、農家所得を向上させるため、付加価値をつけて有利に販売する必要がある。

このため、消費者（特に、環境問題に関心の高いエシカル消費層を主なターゲットとして）への認知度向上のためのプロモーションを実施することにより、認証農産物のブランド力の強化・販売促進を図るとともに、認証農産物の高価格化に向けた調査を実施する。

4 業務の内容

受託事業者は、次に掲げる（1）、（2）及び（3）の事項について山梨県と協議の上、委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項については、委託業務の受託事業者として決定した際の企画提案書等の事項のうち、山梨県の指示するものについては契約書（仕様書）に追記する。

（1）エシカル消費層への店頭プロモーションの実施

受託事業者は、環境問題に関心の高いエシカル消費層（以下、「エシカル層」という。）を主なターゲットとして、実店舗において認証農産物のプロモーション（以下、「フェア」という。）に関する次の業務を実施すること。

- ① 県が指定する青果物卸売市場と調整して、小売業者の合計30店舗以上（関東20店舗程度、関西・東海10店舗程度）の小売店（実店舗に限る）において、フェアを実施すること。ただし、小売店を選定する際は、事前に県の承諾を得ること。
- ② 露地栽培のもも、ぶどう、すもも等（もも、ぶどうは必須とする。）の出荷時期に合わせて、土曜日及び日曜日（祝日を含む）を含むそれぞれ7日間の期間を設けて、フェアを各店舗計4回実施すること。フェア実施期間については、毎日又は隔日を問わないが、原則として、毎日実施できるよう店舗と調整すること。
- ③ フェア実施期間中の土曜日及び日曜日については、県の4パーミル・イニシアチブの取り組みや認証農産物等を説明できる者を店頭配置し、フェア実施店舗に来店した消費者に対して説明させること。
- ④ フェア実施期間中、フェア実施店舗において消費者を対象とするアンケート調査を実施すること。アンケート調査実施に当たっては、事前に県と設定するアンケート調査項目を協議し、県の承諾を得た上で実施すること。
- ⑤ フェア実施に当たり、フェア周知のため、①のすべてのフェア実施店舗名、店舗所在地、フェア実施期間、品目等を別添スケジュールのとおり公開することについて、フェア実施店舗の店長等の責任を有する者（以下、「店舗責任者」という。）から予め承諾を得ること。
- ⑥ フェア実施店舗のいずれかの店舗責任者の了解を得た上で、認証農産物が写っているフェア実施の様子を写真撮影し、県のホームページ等に掲載できるようにすること。また、フェア実施店舗のいずれかの店舗責任者から、フェア実施店舗への取材の承諾を得ること。
- ⑦ フェア実施店舗において使用するため、山梨県の4パーミル・イニシアチブの取り組みや認証農産物のコンセプト、ターゲット層（エシカル層）等について、説明するための資料を作成すること。
- ⑧ フェア実施店舗でのフェア売上、消費者へのアンケート調査結果等から把握された情報を分析し、報告すること。
- ⑨ 小売店舗における、リーフレット配布数等により、4パーミル・イニシアチブ農産物の認知者数の目標（KPI）を設定し、県に報告すること。

(2) 購買動向調査の実施

受託事業者は、エシカル消費層を主なターゲットとして、実店舗において認証農産物の高価格化販売の可能性を検証するため、次の業務を実施すること。

- ① 県が指定する青果物卸売市場と調整して、3店舗以上の実店舗(4(1)のフェア実施店舗と同一であるか否かを問わない。)において、各店舗1回以上、認証農産物の購買動向調査(以下、「調査」という。)を実施すること。
- ② 調査は、露地栽培のもも、ぶどうの出荷時期に合わせて、それぞれ14日間の期間を設けて、実施すること。実施期間については、毎日又は隔日を問わないが、原則として毎日実施できるよう店舗と調整すること。
- ③ 調査では、通常販売価格よりも10%単価を上げ認証農産物であることを表示した商品と、通常販売価格のまま認証農産物の表示をしない農産物を販売し、販売数量を比較すること。なお、比較する認証農産物の品質等については、調査に影響のない範囲で選定すること。
- ④ 10%単価を上げた認証農産物の売れ残った商品に係る仕入れ代金、販売コスト等の一切の経費は委託料に含めるものとする。
- ⑤ その他、購入動機や購買目的等のアンケート調査等、調査に必要な業務を実施すること。

(3) 販売促進資材の制作

受託事業者は、県と協議の上、フェア実施に必要となる販売促進資材を制作し、フェア実施店舗で使用すること。

(4) 納品

受託事業者は、4(1)から(3)により得られた①から③に掲げる成果を電子データとして保存したCD-ROM若しくはDVD-ROMを令和5年11月30日(木)までに納品すること。

- ① 4(1)及び4(2)の実施結果や調査結果をMicrosoft Officeのword若しくはExcel、Power Pointにより作成した電子データ。

- ② 4（3）により制作した販売促進資材の電子データ（拡張子 ai 及び pdf）。
- ③ フェア実施の様子を撮影した写真データ（拡張子 j p e g）

5 事業成果の取扱

（1）事業成果の報告等

委託業務が完了したときは、4（4）に掲げる事項を書面にし、委託業務の成果を記載した業務完了報告書とともに、県に提出するものとする。

（2）事業成果の帰属等

- ① 委託業務により受託事業者が制作した著作物の著作権、意匠登録を受ける権利及び商標登録を受ける権利は、県に帰属するものとする。
- ② 受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

6 留意事項

- （1） 委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- （2） 委託業務の遂行に際しては、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- （3） 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。
- （4） 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- （5） 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- （6） 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

- (7) 受託事業者は、県が必要と認めるときは、委託事業により制作した成果物を随時県に提供するものとする。

7 その他事項

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

(2) 仕様書の変更について

受託事業者は、委託業務の目的を達成するために、より効果的な手法があるとき又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生したときは、本仕様書の内容について県と協議し変更することができるものとする。

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県と協議し、決定するものとする。

(4) 紛争処理

委託業務に関して紛争が生じた場合には、受託事業者の責任において処理するものとする。

